

令和5年11月文京区議会定例議会提案事項

【令和5年11月6日】

1 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務に次の事務を追加する。
 - ・ 子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
 - イ 番号法の一部改正に伴う文言の整備（第4条第1項及び第3項）
 - 「法別表第2の第2欄に掲げる事務」 → 「特定個人番号利用事務」
 - 「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」 → 「利用特定個人情報」
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)イについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

2 職員の高齢者部分休業に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 高齢者部分休業について、必要な事項を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 高齢者部分休業の承認（第2条）

常勤職員について、60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で規則で定める時間内において、30分を単位として高齢者部分休業を承認する。
 - イ 承認の取消し又は休業時間の短縮（第3条）

高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。
 - ウ 休業時間の延長（第4条）

高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる。
 - エ 給与の減額（第5条）

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の減額について定める。
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

3 文京区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 法の一部改正に伴う引用条文の整備（第2条第1号）
「第6条第1項」→「第7条第1項」
- (3) 施行期日 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

4 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 府令の一部改正に伴う特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合における読替規定の整備（第36条第3項）
- (3) 施行期日 公布の日

5 文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立白山交流館及び区立千駄木交流館の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立白山交流館
文京区立千駄木交流館
 - イ 指定管理者 株式会社オーエンス
東京都中央区銀座四丁目12番15号
 - ウ 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 文京区立目白台交流館及び文京区立根津交流館の指定管理者の指定について

- (1) 提案理由 区立目白台交流館及び区立根津交流館の指定管理者を指定するため、提案する。
- (2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間
 - ア 公の施設 文京区立目白台交流館
文京区立根津交流館
 - イ 指定管理者 株式会社日本保育サービス
愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
 - ウ 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

7 文京総合体育館等の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 文京総合体育館外6施設の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

- ア 公の施設 文京総合体育館
文京スポーツセンター
文京江戸川橋体育館
文京区六義公園運動場
文京区後楽公園少年野球場
文京区小石川運動場
文京区竹早テニスコート
- イ 指定管理者 文京区スポーツ推進共同事業体
- 構成員（代表者） 株式会社東京ドーム
東京都文京区後楽一丁目3番61号
- 構成員 株式会社東京ドームスポーツ
東京都文京区後楽一丁目3番61号
- 構成員 美津濃株式会社
大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
- 構成員 株式会社東急コミュニティー
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 構成員 公益財団法人日本サッカー協会
東京都文京区後楽一丁目4番18号トヨタ東京ビル
- ウ 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

8 文京区立目白台運動公園の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 区立目白台運動公園の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

- ア 公の施設 文京区立目白台運動公園
- イ 指定管理者 目白台運動公園共創パートナーズ
- 構成員（代表者） シンコーススポーツ株式会社
東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
- 構成員 太陽スポーツ施設株式会社
東京都港区高輪三丁目4番1号
- ウ 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

9 文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 区立根津児童館及び区立目白台第二児童館の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

- ア 公の施設 文京区立根津児童館
文京区立目白台第二児童館
- イ 指定管理者 株式会社日本保育サービス
愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
- ウ 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

10 令和5年度文京区一般会計補正予算

11 令和5年度文京区国民健康保険特別会計補正予算